

大田市告示第40号

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例第23条第4項の規定により、下記の者に一般廃棄物処理手数料の徴収業務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年3月26日

島根県大田市長 楢野弘和

業務受託者			店舗等の名
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）		住所又は店舗等所在地	
株式会社 中西屋	代表取締役 中島 泰司	仁摩町仁万529番地1	ローソン・ポプラ石見銀山店

業務を委託する期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで